

地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の改正の概要
(平成 27 年 6 月 5 日条例第 5 号)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 住宅ローン控除の延長

住宅ローン控除の対象となる家屋の居住開始年月の期限を 1 年 6 箇月延長し、平成 31 年 6 月末までとする。（附則第 5 条の 3 関係）

【参考】住宅ローン控除の延長

	改 正 前		改 正 後
居住開始年月	～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月～平成 31 年 6 月
控 除 限度額	所得税の課税総所得金額 等の 5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額 等の 7% (最高 13.65 万円)	所得税の課税総所得金額 等の 7% (最高 13.65 万円)

イ ふるさと納税に係る申告手続の簡素化

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税（地方団体に対する寄附）を行う場合に、一定の要件の下、確定申告がない場合にも寄附金税額控除を適用することとする。（附則第 6 条関係）

ウ 未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の創設

平成 29 年度から、未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等についての非課税措置が創設されることに伴い、未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して所得を計算することとする。（附則第 19 条の 3 の 3 関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

次の現存する課税標準の特例措置及び固定資産税の減額措置について、「わがまち特例」を導入することとする。（附則第 7 条及び第 8 条関係）

(ア) 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等

対 象 資 産	都市再生特別措置法に基づき認定事業者が都市再生緊急整備地域において認定事業により取得する一定の公共施設（公園、広場等）及び都市利便施設（緑化施設、通路）の用に供する家屋及び償却資産
現 行 制 度	最初の 5 年度分について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を 3/5 とする。
わがまち特例の内容	固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合について、3/5 を参酌して 1/2 以上 7/10 以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	3/5（現行と同じ）

(イ) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅

対 象 資 産	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録された新築の一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅
現 行 制 度	最初の5年度分について、固定資産税額の2/3を減額する。
わがまち特例の内容	固定資産税の減額割合について、2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める減額割合	2/3（現行と同じ）

イ 土地に係る据置年度における下落修正措置の継続（平成28年度及び平成29年度）

自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を総務大臣が定める基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする措置を継続することとする。（附則第8条の2及び第11条関係）

(3) 軽自動車税

グリーン化特例（軽課）の導入

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、平成28年度分の軽自動車税の税率を次のとおり軽減することとする。（附則第16条の5関係）

＜乗用のもの＞

対 象 車	車 種 区 分		税 率	
			改正前	改正後
電気軽自動車, 天然ガス軽自動車	3輪のもの		3,900円	1,000円
	4輪以上の もの	自家用	10,800円	2,700円
		営業用	6,900円	1,800円
平成32年度燃費基準 +20%達成車	3輪のもの		3,900円	2,000円
	4輪以上の もの	自家用	10,800円	5,400円
		営業用	6,900円	3,500円
平成32年度燃費基準 達成車	3輪のもの		3,900円	3,000円
	4輪以上の もの	自家用	10,800円	8,100円
		営業用	6,900円	5,200円

＜貨物用のもの＞

対 象 車	車 種 区 分		税 率	
			改正前	改正後
電気軽自動車, 天然ガス軽自動車	3輪のもの		3,900円	1,000円
	4輪以上の もの	自家用	5,000円	1,300円
		営業用	3,800円	1,000円
平成27年度燃費基準 +35%達成車	3輪のもの		3,900円	2,000円
	4輪以上の もの	自家用	5,000円	2,500円
		営業用	3,800円	1,900円
平成27年度燃費基準 +15%達成車	3輪のもの		3,900円	3,000円
	4輪以上の もの	自家用	5,000円	3,800円
		営業用	3,800円	2,900円

※ 上記の特例については、ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

(4) 市たばこ税

ア 紙巻たばこ 3 級品（注）に係る特例税率の廃止

紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の特例税率について、次のとおり経過措置を講じた上で廃止することとする。（附則第 17 条及び改正条例附則第 4 条関係）

（注）「紙巻たばこ 3 級品」とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこ（エコー、わかば等）をいう。

区分（売渡し等の時期）	改正前	改 正 後			
	～平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～	平成 29 年 4 月 1 日～	平成 30 年 4 月 1 日～	平成 31 年 4 月 1 日～
税率（1,000 本につき）	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
	→ 特例税率	→ 経過措置			→ 通常の税率
		特例税率の廃止			

イ 卸売販売業者等に対する手持品課税の実施

税率の引上げの日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ 3 級品を、同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を実施することとする。（改正条例附則第 4 条関係）

2 施行期日

(1) 上記 2(1)ウ「未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の創設」の改正

平成 29 年 1 月 1 日

(2) 上記 2(4)ア「紙巻たばこ 3 級品に係る特例税率の廃止」及びイ「卸売販売業者等に対する手持品課税の実施」の改正

平成 28 年 4 月 1 日

(3) 上記 2(1)ア「住宅ローン控除の延長」及びイ「ふるさと納税に係る申告手続の簡素化」、上記 2(2)ア「地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入」及びイ「土地に係る据置年度における下落修正措置の継続」並びに上記 2(3)「グリーン化特例（軽課）の導入」の改正

公布の日（平成 27 年 6 月 5 日）